

規 則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式第七号（別紙一及び別紙二を除く。）を次のように改める。

緑化計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

電話番号

代理人
住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

電話番号

担当者名

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑 化 の コ ン セ プ ト	
-----------------	--

※維持管理者（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

※維持管理者との調整予定日	年 月 日
---------------	-------

※維持管理の内容	点検の頻度	
	除草の頻度	
	散水の頻度	

注

- ※印欄は、本届出書提出時点で維持管理の内容が決まっている場合に記載すること。
- 届出者が自ら維持管理を行う場合は、「維持管理者との調整予定日」欄の記載は不要とする。
- 維持管理者が複数いる場合は、別葉に記載した書類を添付すること。

緑化着工予定日	緑化完了予定日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 ()	1 あり (%)
2 その他の区域	2 なし

敷地面積（全体）	接道部の長さ	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
----------	--------	-----------------------

S	m ²
法令により緑化を行うことができない区域の面積	
S'	m ²

L	m
法令により緑化を行うことができない部分の長さ	
L' ¹	m

敷地地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)	
T'	m ²

出入口の部分に係る長さ	
L' ²	m

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
a = (S - S') × (1 - 建蔽率) × 0.5
- 2 その他の区域
a = (S - S') × 0.25

(接道部緑化の基準算定式)

$$\ell = ((L - L'^1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L'^1 + L'^2))$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20 \text{ m}^2$$

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数		
	a	m ²	ℓ	m	t

◎ A ≥ a、L 1 ≥ ℓ、T ≥ t となるようにすること。

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数		
	A	m ²	L 1	m	T

(別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注

- 1 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(建築物上の緑化計画に係る平面図も含む。)、緑化計画断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合に限る。)及び建築物立面図(2面以上の緑化を行う場合に限る。)を添付すること。
- 2 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積(S')又は接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ(L'¹)が存在する場合には、緑化計画平面図に明示するとともに緑化を行うことができない理由及び根拠法令を示すこと。
- 3 接道部の長さ、出入口の部分に係る長さ及び接道部の緑化を行う部分の長さについては、平面図に明示すること。
- 4 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

様式第九号（別紙一及び別紙二を除く。）を次のように改める。

緑化完了報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付け（ 年 月 日付け変更）で届け出た緑化計画に係る緑化が完了したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第29条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑 化 の コ ン セ プ ト	
-----------------	--

※維持管理者（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

※維持管理者との調整日	年 月 日
-------------	-------

※維持管理の内容	点検の頻度	
	除草の頻度	
	散水の頻度	

注

- 1 ※印欄は、本報告書提出時点で維持管理の内容が決まっている場合に記載すること。
- 2 報告者が自ら維持管理を行う場合は、「維持管理者との調整日」欄の記載は不要とする。
- 3 維持管理者が複数いる場合は、別葉に記載した書類を添付すること。

緑化着工日	緑化完了日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等（ ）	1 あり（ %）
2 その他の区域	2 なし

敷地面積（全体）	接道部の長さ	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
S m ²	L m	敷地地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)
法令により緑化を行うことができない区域の面積	法令により緑化を行うことができない部分の長さ	T' m ²
S' m ²	L' 1 m	

出入口の部分に係る長さ
L' 2 m

(緑化面積の基準算定式)
 1 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
 2 その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)
 $\ell = ((L - L' 1) \times 0.5)$ 又は
 $(L - (L' 1 + L' 2))$
 いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)
 $t = T' / 20$ 本

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	ℓ m	t 本

◎ $A \geq a$ 、 $L 1 \geq \ell$ 、 $T \geq t$ となるようにすること。

完了	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化完了内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)
 注 緑化計画届出書(緑化計画変更届出書)の内容と実績が異なる場合には、位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化完了平面図(建築物上の緑化に係るものも含む。)、緑化完了断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行った場合に限る。)及び建築物立面図(建築物上の緑化を行った場合に限る。)を添付すること。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。